

2022（令和4）年度 学校カウンセラー認定実施要項

一般社団法人 日本学校教育相談学会認定委員会

1. あなたも資格をお取りになりませんか

この学会の『学校カウンセラー』の資格認定は二つの目的を持っています。

第一は、学校教育相談の専門家としての資格をもち、学校内の中核的な存在になっていただくことです。『スクールカウンセラー派遣事業』という名称で学校内に臨床心理の専門家が配置されています。しかし、学校現場の声を反映できる生徒指導・教育相談の実現には、子ども達と共に生きる先生方に期待するものが多岐です。その中心を担っていくとするのが本学会の資格認定の主旨です。また、スクールカウンセラー推進のための新しい統一資格として「ガイダンスカウンセラー」の認定が平成23年度から始まりました。「学校カウンセラー」はその基礎資格の一つです。学校教育相談に関して最も力を発揮できる学会として「学校カウンセラー」を認定しています。

第二は、豊富な実践や、実績を残して退職された学会員が、その経験を学校の内外で生かすために資格を取得することで有利に働くと思われるからです。教育委員会の嘱託相談員をはじめスクールアドバイザー・さわやか相談員・こころの教室相談員等いろいろな形で、学校を外部から支援することができるので、会員の皆様の自己実現とともに、ライフワークとして資格の取得を目指していただきたいものです。本事業も2022年度は28回目を迎えます。十分な基礎資格を持ちながら申請を躊躇されているあなたの出番をお待ちしています。現在約700名以上の方々が資格を取得し、それぞれの場で活躍しています。

次に、認定申請のために必要なことを簡単に説明します。

2. 認定申請の条件

※学校カウンセラーの認定を受けようとする場合、次の条件を充たしている必要があります。

- (1) 本学会の会員として3年以上所属していること。
3年間会費を納めていることが必要で、例えば、2020（令和2）年度入会の人は2020.2021.2022（令和2.3.4）年度の会費を納入していなければなりません。
- (2) 教職経験（指導主事等を含む）が5年以上有すること。
教職経験のない方は学校教育相談に関わる業務経験を3000時間以上有すること。
●週に3日の実務を年間を通して継続した場合を1年として数えることが目安となります。
例：1日6時間×年間35週×週3日×5年間＝3,150時間 ※疑問の場合は事務局に問い合わせ下さい。
- (3) 生徒指導・教育相談担当等（またはそれに準ずるもの）として5年以上の経験を有すること。
※基礎条件を充たしていたら次に必要な内容を確認し、資料をご準備下さい。
- (4) 教育相談の実績（相談事例を持っていたり、学校内で教育相談の実践を積んでいたりとすること）を持ち、それを発表していること。発表は、校内発表でも研修会での事例発表でもかまいません。5例以上が必要です。
- (5) 研究発表の実績 本学会研究大会、または都道府県や政令指定都市以上の他学会や研究会において申請5年以内に1回以上口頭発表あるいは論文による発表があること。
今年度（2022年度）に申請の後に発表を予定している場合は、面接審査までにその内容を事務局に資料を送って下さい。
- (6) 研修履歴 学校カウンセラーにふさわしい研修（下記内容）を受けていること。
 - ◆学校教育相談に関する理論（120分程度のものを8種類以上）
 - ◆心理臨床に関する理論（120分程度のものを8種類以上）
 - ◆学校教育相談の技法に関する理論と演習（120分程度のものを8種類以上）教育委員会、他学会、長期研修、内地留学等での受講もOKですが、修了証など証明できる資料が必要です。
- (7) 学校カウンセラーにふさわしい識見・人柄を持っていること
校内相談機関で他の教職員と連携を保ち、学校教育相談業務を遂行するのにふさわしい人物であることを確認するため、本学会は面接審査を行うことが特徴です。面接では、学校教育相談についてのお考え、知識、実施状況、研究内容などを伺い、簡単なロールプレイも行います。時間は30分程度です。

3 認定の手順

申請条件 (1) ~ (7) を満たしていることが確認出来ましたら、次の手順で認定申請を行ってください。
詳細は認定申請書類と一緒に送りする「認定申請の手引き」に書かれています。

(1) 認定申請書類(認定の手引き・申請書類)を下記の方法で入手してください

- ①日本学校教育相談学会のホームページよりダウンロードできます
- ②認定申請書類の郵送をご希望の場合

下記の認定申請書類請求書を使用し、認定申請書類代（郵送料込 1,000 円：切手可）を添えて郵送もしくは FAX にてご請求ください。FAX でご請求の場合は書類代を別途お送りください。受け付け次第、申請書類一式をお送りします。

※電話でのお申し込みは間違いが生じやすいのでお受けしておりません。

(2) 認定申請書類の提出

- ・「認定の手引き」を参考に申請書類に必要事項を記入してください。
- ・記入の不備は審査に不利になります。「認定の手引き」をよくお読みいただき、ご不明の点は認定委員会までお問い合わせください。
- ・実践や研究、研修について裏付けとなる書類が必要です。手引きに従い、整理して添付してください。
- ・申請書類の送付先は下記の「学会認定委員会」です。
- ・認定申請の締め切りは 2022 年 9 月 15 日です。

(3) 認定審査料の振り込み

認定審査料（書類審査・面接審査費用）として 20,000 円を申請時にお振込みください。
認定作業が始まってから基礎資格が不備だということが判明しても認定審査料は返却できませんので、提出前によくお確かめください。

(4) 認定審査と認定の決定

認定は、①各支部による推薦審査 ②認定委員による書類審査 ③認定委員による面接審査によって行われます。

面接審査は、2023 年 1 月中旬から 2 月下旬までの土曜日と日曜日に東京で行われます。

3 月上旬には認定の可否をご通知します。

【 一般社団法人 日本学校教育相談学会認定委員会 】

〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 2-1-8

栃木県カウンセリングセンター内

認定委員会関連受付担当：川上奈緒子

TEL：028-647-1717 FAX：028-649-1213

郵便振替 口座番号：00350-3-19935

【認定申請書類請求書】

書類送付先	氏名
住所	〒 _____ TEL : _____